日常の家事・育児のサポート

藤枝市子育て世帯訪問支援事業（家事ヘルパー）

家事･育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦がいる世帯等にヘルパーが訪問し、家事のお手伝いや話し相手として子育てに関する相談を受けます。

令和８年度版

お手伝い内容

〇家事支援 … 食事の準備や片付け、洗濯や掃除、生活必需品の買い物　など
〇育児支援 … 保育所等への送迎支援、子育てに関する相談　など

利用時間

1日最大2時間まで　（午前8時～午後6時までの間）
※1時間未満の端数があるときは、その時間を1時間とみなします。

利用料金

区　分	訪問支援費 延べ利用時間数 ×	交通費 延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯 （1 世帯あたり 96 時間/年を超えた場合）	0円 （３３０円）	0円 （２００円）
住民税所得割課税額(77,101 円未満世帯) （1 世帯あたり 48 時間/年を超えた場合）	0円 （６６０円）	0円 （４００円）
その他世帯	１，６５０円	１，０００円

※お支払いは、市から送付する納付書をご使用ください。

利用される方へのお願い

○ 原則、利用される方の自宅で、日常的に行う家事や育児のサポートを行います。
※留守番や、訪問支援員のみでお子さまのお世話、医療行為はできません。
詳細は、「藤枝市子育て世帯訪問支援事業の支援内容詳細」をご覧ください。

○ 食事の準備を行う場合、ご用意いただいた材料を使用します。調理道具や掃除道具などは、利用される方の自宅にあるものを使用します。

○ 訪問の日時は、利用される方の希望日時を確認したうえで、市で調整いたします。

＜ 実施事業者 ＞
◆ 公益社団法人 藤枝市シルバー人材センター
◆ NPO 法人 ワーカーズコープ夢コープ（しだ営業所）

● ご不明な点などがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 ●

藤枝市役所 こども･若者支援課
TEL:054－643－7227　（平日8:30～17:15）
E-mail:kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp